

身体拘束等適正化のための指針

介護老人保健施設 葵の園・柏

介護老人保健施設 葵の園・柏

身体拘束等に関する指針

1. 総則

介護老人保健施設 葵の園・柏（以下「当施設」）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしないケアの実施に努めることを目的に、身体拘束に関する指針を定め、当施設の方針とする

介護保険指定基準の身体的拘束等廃止の規定【13条4項】

介護老人保健施設は、介護保険施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は、他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2. 身体拘束等に関する基本指針

① 身体的拘束等の原則廃止

当施設において、施設理念を基に、原則として身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

② やむを得ず身体的拘束等を行う場合

本人又は、他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、施設内において組織全体で十分に検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得てから行う。また、身体的拘束等を行う場合は、身体拘束防止委員会を開催し、組織全体で取り組み、その経過等を記録し、できるだけ早期に拘束を解除する。

③ 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行わない為に、日常的に以下のことを取り組む。

- 利用者様の主体的な行動・尊厳ある生活に努める。
- 言葉や応対等で、利用者様の精神的な自由を妨げないように努める。
- 利用者様の思いを汲み取り、利用者様の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- 利用者様の安全を確保する観点から、利用者様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。

「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら、利用者様に主体的な生活をして頂ける様努める。

- 設置目的

施設内での身体的拘束等廃止に向けての現状把握、及び改善についての検討
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
身体拘束を行った場合の解除の検討
身体拘束等廃止に関するマニュアル類等の作成・整備
身体拘束ゼロに向けての体制整備
職員全体への教育指導、及び意識づくり、しいてはケア水準の向上

- 身体拘束防止委員会の構成員

施設長
事務長
看護師長
看護職員
介護職員
介護支援専門員（計画立案）
支援相談員（家族・関係機関との連絡・調整）
栄養士
作業療法士・理学療法士（日常動作・生活機能管理）

- 身体拘束防止委員会の開催

毎月一回、定期的に開催する。
必要に応じて隨時開催・検討する。

②身体的拘束等の廃止、改善の為の職員教育・研修

サービス提供に携わる全ての職員に対して、身体的拘束等の廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- 定期的な教育・研修(年1回)の実施
- 新任者に対する身体的拘束等の廃止・改善の為の研修の実施
- その他必要な教育・研修の実施

③記録の保管

身体拘束防止委員会（安全対策委員会）の審議内容等、施設内における身体拘束等に関する諸記録は5年間保管する

5. 施設サービス提供時における対応

身体拘束等廃止に関するマニュアルに準ずる。

6. その他

①指針等の見直し

本指針及び身体拘束等廃止に関するマニュアル類等は、身体拘束防止委員会（安全対策委員会）において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする

②身体拘束等の廃止に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内に掲示し、いつでも閲覧できるようとする

付則

平成 28 年 9 月 1 日 改定

3. 身体拘束の定義

身体的拘束等の定義

衣類や綿入り帯等を使って、一時的に「介護を受ける高齢者等」の身体を拘束したり、運動することを抑制する等、行動を制限すること。

①介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となる行為は、「身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為」である。

具体的には以下のような行為があげられる。

- 1、 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 2、 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 3、 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4、 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- 5、 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6、 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 7、 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- 8、 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9、 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 10、 行動を落着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11、 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

上記項目以外にも、利用者様の行動を制限するような言動や職員の行動も、見えない身体的拘束に当たる場合もある為、充分注意してケアを行う。

②「緊急やむを得ぬ場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体的拘束が認められているが、次の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

3つの要件

- 1 「切迫性」 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

(説明) 身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことが判断の基準になる。

- 2 「非代替性」 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

(説明) いかなるときでも、まずは身体的拘束を行わずに介護する方法の可能性を全て検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替方法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

3 「一時性」 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものである

(説明) 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

③「緊急やむを得ない場合」の判断

担当の職員個人またはフロアで行わず、施設全体で判断する。リスクマネージメントの視点からアセスメントを行い身体的拘束の内容、目的、時間、期間、等をご家族へ十分説明し、理解を求める。身体的拘束等は原則廃止のため、家族の意向が「ある」「なし」にかかわらず、許されるものではありません。また、家族から安全確保のための拘束希望が出されていたとしても、家族と話し合いを重ね、身体的拘束等廃止の理解を求めていくことが重要である。

④カンファレンスの実施

緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合、身体拘束を行うことを判断する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。そして、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を隨時行う。

⑤記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかつた理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにする。

⑥拘束の解除

⑤の記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除する。その場合には、利用者、家族に報告する。

4. 体制

①身体拘束防止委員会（安全対策委員会）の設置

当施設では、定期的に委員会を開催する。また、必要に応じて随時委員会を開催する